○中部地方整備局告示第百五十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月十七日　中部地方整備局長　茅野　牧夫

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
長野県木曽郡大桑村大字長野二八七三番一から同村大字長野二九〇〇番三まで	前	一五・一六～二八・五五メートル	〇・一四二キロメートル
	後	一三・七一～一八・三七メートル	〇・一四二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局飯田国道事務所

○中部地方整備局告示第百五十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月十七日　中部地方整備局長　茅野　牧夫

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十九号	長野県木曽郡大桑村大字長野二八九四番一から同村大字長野二九三〇番一まで	中部地方整備局及び同局飯田国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年十二月十七日

○中部地方整備局告示第百五十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月十七日　中部地方整備局長　茅野　牧夫

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
塩尻市大字大門字桔梗ヶ原一〇七九番六六から同市大字大門字桔梗ヶ原一〇七九番一三九まで	前	一七・〇九～二六・九八メートル	〇・〇五四キロメートル
	後	一七・〇九～二六・七二メートル	〇・〇五四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局飯田国道事務所

○中部地方整備局告示第百五十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月十七日　中部地方整備局長　茅野　牧夫

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十九号	塩尻市大字大門字桔梗ヶ原一〇七九番六六から同市大字大門字桔梗ヶ原一〇七九番三三三まで	中部地方整備局及び同局飯田国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年十二月十七日

○中部地方整備局告示第百五十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月十七日　中部地方整備局長　茅野　牧夫

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百五十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
長野県下伊那郡平谷村一番一四〇地内	前	一一・五九～六〇・七八メートル	〇・一五一キロメートル
	後	二〇・三四～六四・四二メートル	〇・一五一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局飯田国道事務所

○近畿地方整備局告示第二百号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十七年十二月十七日　近畿地方整備局長　山田　邦博

第1　起業者の名称　大阪府

第2　事業の種類　府道茨木摂津線改築工事（大阪府茨木市大字福井地内から同市大字千提寺地内まで）及びこれに伴う市道付替工事

第3　起業地

1　収用の部分　大阪府茨木市大字福井、大字大岩及び大字千提寺地内

2　使用の部分　大阪府茨木市大字大岩地内

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、茨木市大字福井地内から同市大字大岩地内までの延長1,290mの一般道区間（以下「東工区」という。）と、同接続点から同市大字千提寺地内までの延長530mのランプ区間（以下「西工区」という。）を合わせた総延長1,820mの区間を全体計画区間とする「府道茨木摂津線改築工事及びこれに伴う市道付替工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業のうち、「府道茨木摂津線改築工事」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号に掲げる都道府県道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。